

秦野市議会
政務活動費の手引き
《使途基準編》

平成30年11月

秦野市議会

目 次

第1章 政務活動費の概要	1
1 政務活動費とは	1
2 交付対象と金額、使途の範囲	1
3 使途の透明性の確保と説明責任	2
4 政務活動費を充てることが不適当な経費	2
5 支払い方法	2
第2章 政務活動費の使途	4
1 項目別使途基準	4
・ 調査研究費（研究・研修費）	4
・ 調査研究費（調査旅費）	6
・ 調査研究費（資料作成費）	7
・ 調査研究費（資料購入費）	8
・ 会議費	9
・ 広報費	10
・ 広聴費	11
・ 要請・陳情活動費	12
2 政務活動に使用する自家用自動車運転報告書記入例	13
資料 関係例規・判例集	15
○ 地方自治法（抄）	16
○ 秦野市議会政務活動費の交付に関する条例	17
○ 秦野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則	25
○ 秦野市議会政務活動費の取扱いに関する要領	29
○ 判例集	36

第1章 政務活動費の概要

1 政務活動費とは

政務活動費は、地方自治法を根拠に定めた秦野市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）の規定に基づき、会派及び会派に属さない議員（以下「会派等」という。）に対し、議会の審議機能の強化及び活性化を目的とした議員の調査研究その他の活動に資するために、必要な経費の一部として、市が交付する補助金（税金）です。

交付された政務活動費は、会派等が行う研究・研修、調査、広報、広聴、相談、要請、陳情並びに各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に充てなければなりません。

なお、政務活動は、会派等の自主的な意思に基づき行われる行為のため、その活動は公務とはならず、公務災害の対象にはなりません。また、視察に職員を同行させることも認められません。

2 交付対象と金額、使途の範囲

交付の対象と金額	・会派及び無所属議員（※） ・一人当たり 月額35,000円
交付の方法	年度の半期（4月から9月までと、10月から翌年3月まで）ごとに、各半期の最初の月に交付する。
使途の範囲	研究・研修、調査、広報、広聴、相談、要請、陳情並びに各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費

※各会派を交付対象の柱とした理由は、議員個人が独自に調査研究活動を行うことより、政治理念や政策の方向性を共有する議員が集う会派に支給することで、市政に関連する様々な課題研究などに、構成議員が持つ知識や経験を出し合い、多角的に検討し合うことができるなど、より効果的な活動を期待したためです。

3 透明性の確保と説明責任

政務活動費については、条例で、「議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定し、秦野市議会基本条例でも、「政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、証拠書類を所定の文書に添付し、公開することにより、その使途の透明性を確保しなければならない。」と定めています。

また、政務活動費の交付を受けた会派等は、条例に基づき議長への収支報告書等の提出が義務付けられており、これらの書類は情報公開の対象にもなっています。

そのため、会派等は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めるとともに、市民への説明責任を果たさなければなりません。

なお、秦野市議会では、市民の一層の信頼と理解を得られるよう、平成26年度以降の収支報告書や領収書等証拠書類をホームページで公開することにしました。

4 政務活動費を充てることが不適当な経費

政務活動費を充てることが不適当な経費は、次のとおりです。

- (1) 慶弔等の交際費的な経費
- (2) 政党に納入する党費等の経費
- (3) 政党の宣伝活動等に要する経費
- (4) 選挙活動及び後援会活動に要する経費
- (5) 調査研究その他の活動を補助する者の雇用に要する経費
- (6) 事務所の設置及び管理に要する経費

(秦野市議会政務活動費の交付に関する条例第11条参照)

5 支払い方法

- (1) 政務活動費の支出は、市会計に準じて会計年度内（4月1日～3月31日）を原則とする。ただし、年間契約など会計年度ごとに分けて領収証を発行できない場合、合理的な説明を行えることを条件として例外的に支出することができる。

- (2) 支出書に添付する証拠書類は、領収証を原則とするが、領収証の発行ができない通信販売などの合理的な理由がある場合は、例外的に領収証以外の支出を証明することができる書類に代えることができる。

なお、アプリケーションの購入に当たっては、支出方法が限られているため、クレジットカード及びプリペイドカードにより支払うことができる。ただし、政務活動費で請求できる金額は、アプリ購入費のみとし、プリペイドカード購入料金は対象外とする。

- (3) 複数の会派等が合同で調査活動等を行い、それぞれの費用を明確に分けることができない場合、参加者数など社会通念上妥当と認められる方法を基に按分し、支出することができる。

第2章 政務活動費の使途

1 項目別使途基準

調査研究費（研究・研修費）	
議案等の審議、市政に関する施策等についての調査研究に必要な研究会や研修会の開催又は参加に要する経費	
使用できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○会派で研究会や研修会を開催する場合の会場借上料、講師謝礼 ○研究会や研修会に参加する場合の参加費、会費、交通費、宿泊費、車両借上料、負担金
使用できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×研究会や研修会を政党と共催等する場合の経費 ×所属政党が主催する研究会や研修会に参加する場合の経費 ×政務活動とは関係がなく、議員又は個人として参加等する場合の会費又は参加費 ×個人の資質向上を目指すために参加する講座等の受講料 ×研究会や研修会開催時の議員の食事代
<p>《注意事項》</p> <p>①研究会又は研修会に参加する場合の提出書類</p> <p>○事前に「研究・研修会参加届出書」を議長に提出し、研究・研修会終了後は、1か月以内に報告書を提出する。ただし、3月に研修に参加した場合は3月中に報告書を提出する。</p> <p>※報告書記載項目：研修実施日、研修場所、研修内容、所感、その他</p> <p>②交通費及び宿泊費について〔調査研究費（調査旅費）P6、会議費P9と同じ〕</p> <p>○交通費及び宿泊費は、秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年秦野市条例第29号)の規定により算出した額とする。</p> <p>③政務活動に自家用自動車を使用した場合</p> <p>〔調査研究費（調査旅費）P6、会議費P9、広聴費P11、要請・陳情活動費P12と同じ〕</p> <p>○政務活動に自家用自動車（自動二輪車及び原動機付き自転車を除く。）を使用した際は、「政務活動に使用する自家用自動車運転報告書」に記録する。</p> <p>ただし、支出対象は、政務活動のための移動距離が片道2キロメートル以上</p>	

の場合とし、行程中、政務活動に当たらない用務が含まれる時は、その前後の行程を除くものとする。

(車賃について)

○走行キロ数の合計に1キロメートル当たりの車賃を乗じて、支出額を算出する。なお、1キロメートル当たりの車賃は、秦野市職員の自家用自動車による出張の旅費に関する規則第5条により算出した額とする。

(記入のしかた) 【P13、P14 記入例参照】

○「政務活動に使用する自家用自動車運転報告書」は、開始キロ数と終了キロ数より走行キロ数を求める P13 の様式と、経路及び目的地住所からインターネット上の検索システムを使って算出する P14 の様式のどちらかにより報告をする。(H27.3.18 代表者会議)

○「主な用務内容」は具体的に記入し、「走行キロ数」はキロメートル単位(1km未満は切り捨て)で記載する。

(領収書の取扱いについて)

○車賃の支出書には、「政務活動に使用する自家用自動車運転報告書」を添付するが、その際、高速道路や有料駐車場等の料金を支出した場合は、その領収書を添付する。また、高速道路料金をETCカードで支払った場合には、ETC利用明細や利用証明書を添付する。

※インターネットのETC利用明細サービスのホームページで、走行後62日以内であれば、1回ごとの明細書の出力が可能

④前泊について〔調査研究費(調査旅費)P6、会議費P9、要請・陳情活動費P12と同じ〕

○基本的には、前泊とならないように行程を調整する。しかし、行程上やむを得ない合理的な理由がある場合など、社会通念上、常識の範囲内で認められる理由がある場合に限り、前泊を認める。

なお、前泊が必要な事例が生じた場合には、その都度協議する。

(例) 全国都市問題会議などのように、開催場所が遠方で、会議時間も早く、前泊をしなければ間に合わない場合(H26.6.5 代表者会議)

⑤キャンセル料の取扱い〔調査研究費(調査旅費)P6と同じ〕

○やむを得ない事情による場合は、理由を明らかにし支出することができる。

調査研究費（調査旅費）

議案等の審議、市政に関する施策等についての調査研究に必要な先進地調査又は現地調査（市外に限る。）に要する経費

使用できるもの	○交通費、宿泊費、視察先へのお土産代
使用できないもの	×党大会等、政党活動に参加するための旅費 ×視察項目と関係のない施設の入館料

《注意事項》

①行政視察を行う場合の提出書類

○事前に「会派行政視察届出書」を議長に提出し、視察終了後は、1か月以内に報告書を提出する。ただし、3月に視察を行った場合は3月中に報告書を提出する。

※報告書記載項目：視察実施日、視察場所、視察内容、所感、その他

②交通費及び宿泊費について〔調査研究費（研究・研修費）P4参照〕

③政務活動に自家用自動車を使用した場合〔調査研究費（研究・研修費）P4参照〕

④前泊について〔調査研究費（研究・研修費）P5参照〕

（例）視察先の都合により、視察時間が早い時間となり、前泊しなければ間に合わない場合や、全国都市問題会議などのように、開催場所が遠方で、会議時間も早く、前泊をしなければ間に合わない場合（H26.6.5 代表者会議）

⑤キャンセル料の取扱い〔調査研究費（研究・研修費）P5参照〕

⑥海外行政視察

○政務活動費からの充当は、その会派又は会派に属さない議員の政務活動費交付額の50パーセントを限度とする。

○交通費及び宿泊費は、実費弁償とする。

○海外行政視察は、その年度に1回限りとする。（秦野市議会政務活動費の取扱いに関する要領第7項の6参照）

調査研究費（資料作成費）

議案等の審議、市政に関する施策等についての調査研究に必要な資料作成に要する経費

使用できるもの

- 事務用品、事務機器の購入費、リース料金
- 資料印刷代、製本費
- 資料翻訳料
- アプリケーションの購入（社会通念上認められるもの）

使用できないもの

- ×政党活動又は選挙活動、後援会活動に使用するためのもの

《注意事項》

- 2万円を超えるものについては備品となるため、経理責任者は帳簿を作成し、年度末に保管状況を確認する。
 - 同一の備品又はそれに準ずるものの購入台数は、原則として1台とするが、複数購入の場合は、会派の人数を上限とする。ただし、共用可能なものについては、1台とする。【例：シュレッダー、プリンター】（H27.3.18 代表者会議）
 - パソコンやタブレット端末等の事務機器については、リース料金を認める。（H27.3.18 代表者会議）
 - 会派が解散又は任期満了により消滅した場合は、従前の会派の権利義務を継承しているとみなすことができる会派に備品の所有権を移転する。該当する会派がない場合は、市に返還する。
- 【秦野市議会政務活動費の取扱いに要する要領 10 参照】
- ※備品とは、通常の状態でも長期（おおむね3年以上）の使用に耐える物品で、価格が2万円を超えるもの。

調査研究費（資料購入費）

議案等の審議、市政に関する施策等についての調査研究に必要な図書、資料等の購入に要する経費

使用できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○図書購入費 ○図書等の購入に係る振込手数料、送料 ○新聞購読料 ○有料データベース利用料（アプリケーションによる購読を含む。（社会通念上認められるもの）） ○調査研究に必要な図書を得るため団体等に参加する場合の会費又は年会費（社会通念上認められるもの）
使用できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×調査研究活動に直接関係しない図書等の購入経費 ×自己啓発目的の図書、学習教材等の購入経費 ×政党活動又は選挙活動に使用するための図書等購入経費

《注意事項》

①図書購入費

○漫画や小説の購入については、内容を重視し、明確な理由がある場合に認める。その際、実績報告に購入理由を明記するとともに、内容が分かるよう、あらすじなどの写しを添付する。（H27.3.18 代表者会議）

○同一書籍の購入部数は、会派の人数を上限とする。（H27.3.18 代表者会議）

○会費又は年会費による場合は、図書の写しを添付すること。

②新聞購読料

○自宅へ配達する場合の新聞については、2紙目以降を対象とし、1人当たりの上限を（政務活動費対象外の1紙目を除き）5紙までとする。（H27.3.18 代表者会議）

③アプリケーション購入費

○雑誌・新聞、ニュース、ブック、仕事効率化、ビジネスのカテゴリに分類されているものは購入可能とする。購入に当たっては、支出書への購入理由を詳細に記載して説明責任を果たすこと。ただし、新聞（日刊紙・専門紙）は、新聞会社から購読している新聞との重複購読は不可とする。

会 議 費

各種会議の開催や他の団体等が開催する意見交換会、会議等への参加に要する経費

使用できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○会派会合を開催する場合の会場借上料、資料印刷代及び郵送料 ○会派で会議、意見交換会に参加する場合の参加費、会費、交通費、宿泊費又は負担金
使用できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×会議を政党と共催等をする場合の経費 ×所属政党が主催する会議に参加する場合の費用 ×後援会等を対象とした会合の経費、選挙活動を目的とした会合の経費 ×飲食を主目的とする会議や研修会の出席負担金、懇親会、個人的な飲食、議員間等の懇親を目的とした会合の経費

《注意事項》

- ①交通費及び宿泊費について〔調査研究費（研究・研修費）P4 参照〕
 - ②政務活動に自家用自動車を使用した場合〔調査研究費（研究・研修費）P4 参照〕
 - ③前泊について〔調査研究費（研究・研修費）P5 参照〕
- （例）開催場所が遠方で、会議時間も早く、前泊をしなければ間に合わない場合
（H26.6.5 代表者会議）

広 報 費

市政に対する市民の意思を把握するための前提として、調査研究活動や議会活動などを市民に報告、又は広報するために要する経費

使用できるもの	○広報紙の印刷代、送料、折込代及び新聞等への掲載料、ホームページ作成費（維持・管理費用を含む。）、報告会等の会場借上料
使用できないもの	×政党活動又は選挙活動に使用するための経費 ×政務活動と関わりのない議員個人の広報とみなされるもの

《注意事項》

①会派に所属する議員が個人で政務活動の報告（議会報告、行政視察報告等）のために作成した広報紙の印刷代は、議長が認めた場合に限り、政務活動費からの支出を認める。

②広報紙等を作成した場合には、支出書にその成果品を添付すること。なお、成果品については、紙ベースで提出すること。

《議長が認める条件》

①タイトルに会派名を入れること。

②会派でその個人が支出することを了承していること。

（H30. 11. 16 代表者会議）

○ホームページ等については、定例会ごとなど、定期的に更新を行うこと。

広 聴 費

会派等が行う市民からの市政及び議会活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談の活動に要する経費

使用できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ○市民との対話集会、市民相談会等の開催に要する会場借上料、資料の印刷代、アンケート等の折込代及び送料 ○会場までの交通費 ○市民へのアンケート調査等に係る印刷代、郵送料等 ○その他広聴活動に必要と社会通念上考えられる物品
使用できないもの	<ul style="list-style-type: none"> ×政党又は議員の後援会が開催する公聴会等に要する経費 ×公聴会等の会場として一般的に不相当と思われる場所（酒類の提供を主とする場所等）での開催に係るすべての経費 ×会場での飲酒代、食事代

《注意事項》

①対話集会や市民相談会の開催について

○広聴を行う相手は不特定多数の市民とし、議員の後援団体や関係する政治団体のみとすることは避ける。

○茶菓子代は、社会通念上妥当な金額で、公職選挙法に抵触しない範囲とする。

②交通費について〔調査研究費（研究・研修費）P4 参照〕

③政務活動に自家用車を使用した場合〔調査研究費（研究・研修費）P4 参照〕

要 請 ・ 陳 情 活 動 費

国及び県の機関に対する補助金の要請や、陳情活動を行うために必要な経費

使用できるもの	○資料の印刷代、郵送料、交通費、宿泊費等
使用できないもの	×政党活動に参加するための旅費

《注意事項》

①要請・陳情活動を行う場合の提出書類

○事前に「要請陳情活動届出書」を議長に提出し、終了後、速やかに報告書を提出する。

②交通費及び宿泊費について〔調査研究費（研究・研修費）P4 参照〕

③政務活動に自家用車を使用した場合〔調査研究費（研究・研修費）P4 参照〕

④前泊について〔調査研究費（研究・研修費）P5 参照〕

2 政務活動費使用する自家用自動車運転報告書記載例

政務活動に使用する自家用自動車運転報告書

《科目》

- 研究・研修費 ○調査旅費 ○会議費
- 広聴費 ○要請・陳情活動費

記 載 例

政務活動のため自家用自動車を運転しましたので、次のとおり報告します。

(会派名 ○○○)

年度	平成△△年度	科目	研究・研修費	議員氏名	□□ □□		
運転日	主な経路	主な用務内容 (具体的に記載)	走行キロ数等			備考	
			開始キロ数	終了キロ数	走行キロ数		
5/10	自宅～平塚勤労会館～自宅	話し方研修参加のため	510	538	28	平塚市追分1-2 4	
7/5	自宅～厚木市民会館	子ども子育て支援新制度の研修会参加のため	748	765	17	厚木市恩名1-9-2 0	
					合計	45	

※私用が含まれる場合は、その行程は記載しない。

自宅 ○ 厚木市民会館 × 私用 × 自宅
 → → →

政務活動費からの支出額

45 km × 14 円 = 630 円

備 考

- 1 行路片道2キロメートル以上の政務活動に使用した場合に記載する。
- 2 1日の行程内に私用が含まれる場合は、その前後の経路を除く
- 3 「走行キロ数等」は、キロメートル単位(1キロメートル未満は切捨て)で記載する。
- 4 「開始キロ数」及び「終了キロ数」は、それぞれ自家用自動車の走行距離計から転記する。
- 5 1キロメートル当たりの車賃は、秦野市職員の自家用自動車による出張の旅費に関する規則第5条により算出した額とする。

車賃の額算出方法

〈 距離 × 車賃単価 = 車賃 〉

(参考 平成28年度車賃単価14円)

※高速道路や有料駐車場を使用した場合は、備考に記入し、領収書を添付。(ETCは利用明細または利用証明書)

政務活動に使用する自家用自動車運転報告書

記 載 例

《科目》
 ○研究・研修費 ○調査旅費 ○会議費
 ○広聴費 ○要請・陳情活動費

政務活動のため自家用自動車を運転しましたので、次のとおり報告します。 (会派名 ○○○)

年度	平成△△年度	科目	研究・研修費	議員氏名	□□ □□
運転日	主な用務内容 (具体的に記載)		主 な 経 路	走行キロ数	備 考
5/10	話し方研修参加のため		自宅～平塚勤労会館～自宅	28	平塚市追分1-24
7/5	子ども子育て支援新制度の研修会参加のため		自宅～厚木市民会館	17	厚木市恩名1-9-20
			※私用が含まれる場合は、その行程は記載しない。 自宅 ○ 厚木市民会館 × 私用 × 自宅 → → →		
				政務活動費からの支出額 45 km × 14 円 = 630 円	
合計				45	

備 考

- 1 行路片道2キロメートル以上の政務活動に使用した場合に記載する。
- 2 1日の行程内に私用が含まれる場合は、その前後の経路を除く。
- 3 「走行キロ数等」は、キロメートル単位(1キロメートル未満は切捨て)で記載する。
- 4 1キロメートル当たりの車賃は、秦野市職員の自家用自動車による出張の旅費に関する規則第5条により算出した額とする。

車賃の額算出方法
 〈 距離 × 車賃単価 = 車賃 〉
 (参考 平成28年度車賃単価14円)
 ※高速道路や有料駐車場を使用した場合は、備考に記入し、領収書を添付。(ETCは利用明細または利用証明書)

資 料

関係例規・判例集

- 地方自治法（抄）
- 秦野市議会政務活動費の交付に関する条例
- 秦野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則
- 秦野市議会政務活動費の取扱いに関する要領
- 判例集

○地方自治法（抄）

昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

第 100 条 ①～⑬ （略）

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

⑰～⑳ （略）

○秦野市議会政務活動費の交付に関する条例

平成13年3月23日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項までの規定により、議会の審議機能強化及び活性化を目的とした議員の調査研究その他の活動に役立てるために必要な経費の一部として、秦野市議会における会派(秦野市議会内に結成された同志的集合体で、所属議員2人以上のものをいう。以下「会派」という。)及び会派に所属しない議員(以下「無所属議員」という。)に対して政務活動費を交付することについて必要な事項を定める。

(平14条例11・平20条例10・平20条例18・平25条例2・一部改正)

(政務活動費の交付の対象)

第2条 政務活動費の交付の対象は、会派及び無所属議員とする。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費の交付の手続)

第3条 政務活動費は、規則で定めるところにより会派の代表者又は無所属議員が市長に申請し、その交付決定に基づいて交付されるものとする。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費の交付の方法)

第4条 市長は、政務活動費の交付を決定したときは、本市の会計年度の半期(4月から9月まで及び10月からその翌年の3月までをいう。以下同じ。)ごとに、その半期に属する月数分の政務活動費を、その半期の最初の月の末日までに交付する。ただし、半期の途中において、議員の任期が満了

するときは、その任期満了の日の属する月までの月数分を交付する。

(平25条例2・一部改正)

(会派結成届等)

第5条 政務活動費の交付を受けようとする会派は、代表者及び政務活動費に関する経理の責任者（以下「経理責任者」という。）を定め、会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した会派結成届を議長に提出しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 所属する議員
- (3) 代表者
- (4) 経理責任者

2 会派の代表者は、前項に規定する届出事項に異動が生じたとき、又は会派を解散したときは、その旨を文書により速やかに議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、その旨を文書により遅滞なく市長に通知しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(会派に交付する政務活動費)

第6条 会派に交付する政務活動費は、各月の1日（以下「基準日」という。）においてその会派に所属する議員（以下「所属議員」という。）の数に月額35,000円を乗じて得た額とする。

2 半期の途中において、新たに会派が結成されたときは、その会派が結成された日の属する月の翌月分以後の政務活動費を交付する。

3 半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は議会の解散があったときは、その会派の代表者であった者は、会派又は議会の解散の日の属する月の翌月分以後のすでに交付を受けた政務活動費を返還

しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(所属議員の異動による調整)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派について、半期の途中において所属議員数に異動が生じたときは、その異動が生じた日の属する月の翌月分以後のすでに交付した政務活動費の額が、異動後の議員数に基づいて算出した額に満たないときはその満たない額を追加して交付し、又は異動後の議員数に基づいて算出した額を超えるときはその超える額を返還しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(無所属議員に交付する政務活動費)

第8条 無所属議員に交付する政務活動費は、月額35,000円とする(基準日に在職する場合に限る。)

- 2 半期の途中において、無所属議員の任期が開始するとき、又は会派からの脱会若しくは会派の解散により無所属議員となったときは、その任期開始の日又は無所属議員となった日の属する月の翌月分以後の政務活動費を交付する。
- 3 半期の途中において、政務活動費の交付を受けた無所属議員が辞職、失職、除名若しくは死亡(以下「辞職等」という。)により議員でなくなったとき、若しくは会派に所属したとき、又は議会の解散があったときは、その無所属議員であった者は、議員でなくなった日若しくは会派に所属した日又は議会の解散があった日の属する月の翌月分以後のすでに交付を受けた政務活動費を返還しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(政務活動費の交付又は返還の期限)

第9条 第6条(第1項を除く。)から前条(第1項を除く。)までに定める会派の結成、解散等の事実が生じた場合の政務活動費の交付又は返還の期限は、

それらの事実が生じた日の属する月の翌月の末日までとする。

(平25条例2・一部改正)

(会派の結成、解散等が基準日に生じた場合の特例)

第10条 市長は、第6条（第1項を除く。）から第8条（第1項を除く。）までに定める会派の結成、解散等の事実が生じた日が基準日に当たるときは、その基準日が属する月分以後の政務活動費を交付し、又はその基準日が属する月分以後のすでに交付した政務活動費の返還を受けるものとする。この場合において、政務活動費の交付又は返還の期限は、それらの事実が生じた日の属する月の末日までとする。

(平25条例2・一部改正)

(使途基準等)

第11条 政務活動費の交付を受けた会派又は無所属議員は、別表で定める研究・研修、調査、広報、広聴、相談、要請、陳情並びに各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動に要する経費に政務活動費を充てなければならない。ただし、次に掲げる経費には、政務活動費を充てることができない。

- (1) 慶弔等の交際費的な経費
- (2) 政党に納入する党費等の経費
- (3) 政党の宣伝活動等に要する経費
- (4) 選挙活動及び後援会活動に要する経費
- (5) 調査研究その他の活動を補助する者の雇用に要する経費
- (6) 事務所の設置及び管理に要する経費

2 会派又は無所属議員は、政務活動費を支出するに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるように努めなければならない。

(平20条例10・平25条例2・一部改正)

(収入及び支出の報告書の提出)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は無所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書の写し等証拠書類を添えて議長に提出しなければならない。

2 収支報告書は、政務活動費の交付を受けた日の属する本市の会計年度（以下「交付年度」という。）の終了後30日以内に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、会派の代表者又は無所属議員は、半期の途中において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。

- (1) 議員の任期が満了したとき。
- (2) 会派が解散したとき。
- (3) 無所属議員が会派に所属したとき。
- (4) 無所属議員が辞職等により議員でなくなったとき。
- (5) 議会の解散があったとき。

(平20条例10・平25条例2・一部改正)

(政務活動費の残余金の返還)

第13条 政務活動費の交付を受けた会派又は無所属議員は、政務活動費の総額からその会派又は無所属議員がその年度において調査研究その他の活動のために必要な経費として支出した総額を控除して残余金があるときは、その額を返還しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(収支報告書の保存)

第14条 議長は、第12条の規定により提出を受けた収支報告書をその政務活動費の交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(平25条例2・一部改正)

(透明性の確保)

第15条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(平25条例2・追加)

(会計帳簿等の整理及び保存)

第16条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者又は無所属議員は、政務活動費の支出に係る会計帳簿を調製するとともに、政務活動費の使途を明らかにすることができる領収書等の書類を整理し、それらの書類をその政務活動費の交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(平25条例2・一部改正・繰下)

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平25条例2・繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前において現に結成されている会派で、この条例の施行の日において所属議員及び代表者に変更がない会派については、第5条第1項(同項第4号を除く。)の規定に定める会派結成届を提出したものとみなす。

附 則 (平成14年6月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の秦野市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費に係る使途基準については、なお従前の例による。

附 則(平成20年9月3日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月28日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(政務活動費に関する経過措置)

- 2 この条例による改正後の秦野市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日後に交付される政務活動費から適用し、同日前にこの条例による改正前の秦野市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

項目	内容
調査研究費	<p>議案等の審議、市政に関する施策等についての調査研究に要するものとして、次に掲げる経費</p> <p>1 研究・研修費 研究会又は研修会の開催又は参加に要する経費</p> <p>2 調査旅費 先進地調査又は現地調査に要する経費</p> <p>3 資料作成費 資料作成に要する経費</p> <p>4 資料購入費 図書、資料等の購入に要する経費</p>
会議費	<p>各種会議の開催、他の団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費</p>
広報費	<p>市政に対する市民の意思を的確に収集し、及び把握するための前提として、調査研究その他の活動若しくは議会活動又は市政について、市民に報告し、又は広報活動をするために要する経費</p>
広聴費	<p>市政及び議会活動に対する要望、意見の聴取、住民相談の活動に要する経費</p>
要請・陳情活動費	<p>要請、陳情活動を行うために必要な経費</p>

（平20条例10・平25条例2・全部改正）

○秦野市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月23日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、秦野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年秦野市条例第17号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(平25規則6・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例で定める用語の意義の例による。

(政務活動費の交付申請の期限)

第3条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者又は無所属議員は、毎年度4月10日までに、政務活動費交付申請書（第6号様式）により、議長を経由して市長に申請しなければならない。

2 前項の申請期限にかかわらず、半期の途中において、次の各号のいずれかに該当するに至った会派又は無所属議員に係る申請期限は、その事実が生じた日の翌日から起算して10日以内とする。

- (1) 新たに会派が結成されたとき。
- (2) 無所属議員の任期が開始したとき。
- (3) 会派からの脱会又は会派の解散により無所属議員となったとき。

(平25規則6・一部改正)

(政務活動費の交付の決定通知)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審

査し、交付の可否を決定し、政務活動費交付（不交付）決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（平25規則6・一部改正）

（所属議員の異動による変更の申請及び決定）

第5条 政務活動費の交付を受けた会派について、半期の途中において所属議員数に異動が生じたときは、その会派の代表者は、その異動が生じた日の翌日から10日以内に、政務活動費交付変更申請書（第8号様式）により、議長を経由して市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、政務活動費交付変更決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（平25規則6・一部改正）

（政務活動費の交付の請求）

第6条 第4条の規定により交付の決定を受けた会派の代表者若しくは無所属議員又は前条の規定により交付決定の変更の決定（追加して交付する場合に限る。）を受けた会派の代表者は、その交付の月の末日から起算して10日前までに、政務活動費交付請求書（第10号様式）により、議長を経由して市長に請求しなければならない。

（平25規則6・一部改正）

（政務活動費実績報告書の提出）

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者又は無所属議員は、政務活動費の交付年度の終了後30日以内に、政務活動費実績報告書（第11号様式）を作成し、議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 会派の代表者又は無所属議員は、条例第12条第1項の収支報告書の写しを作成し、前項の政務活動費実績報告書に添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、会派の代表者又は無所属議員は、半期の途中に

において、条例第 12 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その日の翌日から起算して 30 日以内に政務活動費実績報告書を提出しなければならない。

(平 25 規則 6・一部改正)

(政務活動費の額の確定)

第 8 条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、政務活動費の額を確定し、政務活動費交付額確定通知書(第 12 号様式)により通知しなければならない。

(平 25 規則 6・一部改正)

(準用)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、政務活動費の交付については、秦野市補助金交付規則(昭和 53 年秦野市規則第 2 号)第 6 条、第 7 条、第 11 条及び第 15 条から第 17 条までの規定を準用する。

(平 25 規則 6・一部改正)

(様式)

第 10 条 条例及びこの規則により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 28 日規則第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の秦野市政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定により交付の決定を受けた政務調査費に係る手続については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	会派結成届	条例第5条
第2号様式	会派結成届記載事項異動届	条例第5条
第3号様式	会派解散届	条例第5条
第4号様式	会派の結成等に関する通知書	条例第5条
第5号様式	収支報告書	条例第12条
第6号様式	政務活動費交付申請書	第3条
第7号様式	政務活動費交付(不交付)決定通知書	第4条
第8号様式	政務活動費交付変更申請書	第5条
第9号様式	政務活動費交付変更決定通知書	第5条
第10号様式	政務活動費交付請求書	第6条
第11号様式	政務活動費実績報告書	第7条
第12号様式	政務活動費交付額確定通知書	第8条

○秦野市議会政務活動費の取扱いに関する要領

(平成13年4月1日施行)

1 趣旨

この要領は、秦野市議会政務活動費の取扱いについて必要な事項を定める。

2 政務活動費交付申請書の添付書類

(1) 政務活動計画書

(2) 収支予算書

3 会派に関する事項

会派に対して交付する政務活動費は、その全部又は一部を所属議員に分配することはできない。

4 使途基準細目及び使途例

別表のとおり

5 政務活動費を使用して研究・研修会に参加する際の手続

会派の代表者又は無所属議員は、研究・研修会前に研究・研修会参加届出書を、研究・研修会終了後1か月以内に報告書を議長に提出しなければならない。この場合において、3月に研究・研修会に参加したときは、3月中に報告書を提出するものとする。

6 政務活動費を使用して行政視察を行う際の手続

会派の代表者又は無所属議員は、視察前に行政視察届出書を、視察終了後1か月以内に報告書を議長に提出しなければならない。この場合において、3月に視察を行ったときは、3月中に報告書を提出するものとする。

7 政務活動費を使用する海外行政視察

(1) 政務活動費を使用して、海外行政視察を行うことができる。

- (2) 海外行政視察を行おうとする会派の代表者又は無所属議員は、行政視察届出書の提出前に、視察地、視察目的、視察内容、日程、行程等の案を記載した企画書を作成し、議長に届け出なければならない。
- (3) 議長は、前号の届出があったときは、その内容を審査のうえ、政務活動費を使用することについての適否を判断し、その会派の代表者又は無所属議員に通知するものとする。
- (4) 視察都市へのアポイントメント、視察行程等の企画、ホテル・航空券の手配等は、海外行政視察を行う会派の代表者又は無所属議員が責任をもって行うものとする。
- (5) 海外行政視察に係る経費に対する政務活動費からの充当は、その会派又は無所属議員の政務活動費交付額の 50 パーセントを限度とする。なお、海外行政視察に係る経費は、その海外行政視察に要した実費とする。
- (6) 海外行政視察は、その年度において 1 回限りとする。

8 交通費・宿泊費に関する事項

交通費・宿泊費は、秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年秦野市条例第 29 号）の規定により算出した額（交通費のうち、鉄道賃及び船賃については、秦野市職員の旅費に関する条例（昭和 30 年秦野市条例第 46 号）第 7 条及び第 8 条を適用する。また、座席の指定に係る料金の支出を認めるものとする。）とする。ただし、海外行政視察の場合は、前条第 5 号に定めるとおりとする。

9 政務活動費を自家用自動車（自動二輪車及び原動機付自転車を除く。以下同じ。）の車賃として使用する場合の取扱い

- (1) 車賃とは、政務活動のため、最も経済的な通常の間路による、片道 2 キロメートル以上の間路の移動に自家用自動車を使用した場合の燃料費相当額をいう。

- (2) 車賃の額については、秦野市職員の自家用自動車による出張の旅費に関する規則（平成15年秦野市規則第18号）第5条第1項及び第2項の規定の例による。
- (3) 車賃として使用したときは、政務活動に使用する自家用自動車運転報告書を議長に提出しなければならない。
- (4) 同行者の車賃は、政務活動費とすることはできない。

10 政務活動費を使用して購入した備品の取扱い

- (1) 備品とは、通常の状態では長期（おおむね3年以上）の使用に耐える物品で、価格が2万円を超えるもの（秦野市財産規則（昭和39年秦野市規則第26号）第28条第1号の規定に該当するもの）をいう。
- (2) 経理責任者は、政務活動費を使用して購入した備品について、帳簿を作成し、年度末に備品の保管状況を確認するものとする。
- (3) 使用に耐えない備品を廃棄する場合は、帳簿に廃棄の記載をするものとする。
- (4) 会派が解散又は任期満了等により消滅した場合の備品の取扱いは、従前の会派の権利義務を承継しているとみなすことができる会派に備品の所有権を移転する。この場合において、従前の会派の権利義務を承継しているとみなすことができる会派がないときは、本市に返還するものとする。

11 政務活動費を使用して要請・陳情活動を行う際の手続

(1) 会派の場合

会派の代表者は、要請・陳情活動の前に要請・陳情活動届出書を議長に提出し、要請・陳情活動終了後要請・陳情活動を行った議員から要請・陳情活動報告書の提出を受けた後、要請・陳情活動報告書の写しを添付した要請・陳情活動終了報告書を議長に提出しなければならない。

(2) 無所属議員の場合

無所属議員は、要請・陳情活動の前に要請・陳情活動届出書を、要請・陳情活動終了後に要請・陳情活動報告書をそれぞれ議長に提出しなければならない。

1 2 政務活動費実績報告書の添付書類

- (1) 政務活動報告書
- (2) 収支報告書の写し

1 3 会計帳簿等の整理保存

- (1) 会派の経理責任者及び無所属議員は、交付を受けた政務活動費について経理を明確にした会計帳簿を作成するとともに、政務活動費を支出したときは領収書の発行を受けなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、政務活動に係る交通費及び宿泊費については、秦野市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年秦野市条例第29号）の規定により算出した計算書をもって、車賃については、政務活動に使用する自家用自動車運転報告書をもって、領収書に代えることができるものとする。ただし、海外行政視察に係る経費については、旅行会社の領収書等の経費の総額を証明できる書類を必要とする。
- (3) 会派が解散したときは、解散前のその会派の代表者が経理帳簿等を保存しておくものとする。
- (4) 無所属議員が辞職等により議員でなくなったとき又は会派に所属したときは、その無所属議員が経理帳簿等を保存しておくものとする。

1 4 この要領に定めるもののほか、政務活動費の取扱いについて必要な事項は、議長が代表者会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年1月21日）

この要領は、平成16年1月21日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月1日）

この要領は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月16日）

この要領は、平成30年11月16日から施行する。

別表(第4項関係)

項目	使 途 例	備 考
研究・研修費	会場費、交通費、宿泊費、会費、負担金、講師謝礼、車両借上げ料等	
調査旅費	交通費、宿泊費等	
資料作成費	印刷費、製本費、翻訳料、事務機器購入費、リース料等	政党活動、選挙活動に使用する資料は不可
資料購入費	図書購入費、新聞購読費、有料データベース利用料等	議会活動に直接関係しない図書等は不可 政党活動、選挙活動に使用する資料は不可
会議費	会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、郵送料、参加費等	政党活動、選挙活動として行うものは不可 飲食を主目的とする会議や、懇親会等の参加費、議員間の懇親を目的とした会合の経費は不可
広報費	広報紙印刷費、報告書印刷費、郵送料、折込料、会場費等	政務活動と関わりのない議員個人の広報並びに政党活動及び選挙活動としての広報は不可
広聴費	会場費、資料印刷費、郵送料、交通費等	政党活動、選挙活動として行うものは不可

<p>要請・陳情活動費</p>	<p>資料印刷費、郵送料、交通費、宿泊費等</p>	<p>国や県の機関に対する補助金の要請や、陳情活動を対象とする。 政党活動、選挙活動として行うものは不可</p>
<p>その他</p>		<p>支出できないもの 慶弔等交際費的な経費 政党に納入する費用等に要する経費 政党の宣伝活動等に要する経費 電話、インターネットなどの定期的な支出を伴う通信に要する経費</p>

○判例集

科 目	対象支出	判決内容	判決理由・要旨	判決年月日	判決場所
研究研修費	研修会における茶菓子の提供	○	会合の活性化や円滑化に資するものであり、一般的に認められる	H16. 09. 15	京都地裁
	研修参加者への弁当代	×	主催者がお茶や茶菓子を越えて食事を提供することは通常考えられず、研修会が長時間にわたり食事を必要とする場合であってもその費用は本来参加者自らが負担すべき		
	調査研究または会議に伴う飲食代	△	社会通念上の必要性の実証が必要。本件は年 351 件 850 万円の飲食代で、景気動向調査としてバーやスナック等での支出は必要性が認められない	H18. 04. 14	東京地裁
	懇親会の類	×	市民体育祭懇親会、体育協会新年会等懇親会の類	H19. 05. 25	青森地裁
	党セミナー会費（パー券）	×	個人的支出であり、政党活動に認められる限り違法		
	個人的会員の会費	×	日中懇話会、国際親善協会の会費等、個人的に会員になっているものの会費は議員活動にあたらぬ	H16. 09. 15	京都地裁
	皇室典範勉強会の講師謝礼、交通費及び会場代	×	勉強会の内容からも、直ちに県政の調査研究に資するとまでは認め難い。	H23. 02. 24	大分地裁
調査旅費	市役所や市議会への視察	○	当然として認められる	H19. 04. 27	仙台地裁
	会派所属議員全員で視察に参加すること	○	議員全員で参加し、高額な旅費がかかったとしても、全員で情報を共有することは有益であり、政務調査の趣旨に合致する		

科 目	対象支出	判決内容	判決理由・要旨	判決年月日	判決場所
調査旅費	平和記念公園、地場産品の産直市場及び朝市の視察	×	ともに観光と認められる	H19. 04. 27	仙台地裁
	博物館、水族館への視察	○	市の観光行政と関連があり認められる		
	姉妹都市記念式典への参加	×	交際費的な経費であり、政務調査活動とは認められない		
	ライオンズクラブ国際大会への参加旅費	×	単なる観光としか認められない	H19. 05. 25	青森地裁
	視察先への土産代	○	視察先にお世話になることから当然として認められる(社会通念上の範囲内)		
	ガソリン代	△	領収書の添付を前提として、一定額として全体の1/4までは認められる		
	視察キャンセル代	×	台風が接近したためキャンセルしたということではあるが、旅行の日程や目的なども明らかにされておらず、やむを得ない事情とまでは認められない	H19. 12. 20	仙台高裁
	ガソリン代	×	私的な生活のための走行距離が多いと推測され、また、領収書があったとしても私的な部分と政務調査の区別がしっかり記録されていないならば支出は認められない	H16. 07. 29	仙台高裁
資料作成費	後援会の封筒デザイン代・封筒印刷代	×	調査研究活動のための支出と認められない	H22. 03. 26	熊本地裁
資料購入費	りんごニュース(新聞)	×	当人は農業者であり、農業者として購入したとしか認められない	H19. 05. 25	青森地裁
科 目	対象支出	判決	判決理由・要旨	判決	判決場所

		内容	年月日		
資料購入費	特定政党の機関紙等	○	政党方針を学習する側面があったとしても、その情報を役立てることの利益の方が大きいと認められるため	H19.05.25	青森地裁
	新聞代	○	認められる		
	市と関わりの深い作曲家のCDの購入費	○	市と関わりの深い作曲家であり、市において芸術文化の振興を政策課題としている関係からも、市における芸術文化の振興等に関する施策を遂行する上で有益であるといえる		
資料購入費	英会話教材およびCDプレーヤー	×	議員の英会話能力向上は、それ自体が市における施策の内容になっているわけではなく、市政との関連性は薄い。また、英会話能力の向上は私生活の分野でも活用されることが明らかであることから、政務調査費から支出することは社会常識的にみて疑問	H17.08.22	函館地裁
	△△連合会の政経セミナー会券代	×	政党活動に伴う支出であるから、使途基準に合致しない	H19.05.25	青森地裁
広報費	会派が発行する機関紙	○	一部後援会の記事があったとしても、全体として政務調査の意味合いが強い内容と認められる限り問題ない	H15.01.31	名古屋地裁
	似顔絵イラスト作成費	×	写真に加えて、似顔絵イラストを掲載する必要性は乏しいと考えられ、似顔絵イラストは再度用いることが可能であり、議員自身の広告に利用しやすいものである	H21.10.20	旭川地裁

科 目	対象支出	判決内容	判決理由・要旨	判決年月日	判決場所
事務所費	固定電話料金・携帯電話料金	△	私的活動にも用いられることは明らか。料金の3分の1を議員活動に使用すると認め、そのうちの3分の1を市政に関する調査研究活動に供したことによる負担と認めるのが相当。よって政務調査費充当は電話料金の9分の1が相当額。	H19.12.26	大阪高裁
その他の経費	携帯電話料金 ガソリン代	△	携帯電話は、機器購入や買い替え費用は認められないが、使用料については認める。ただし、通話明細による立証が具体的にない限り、私用、後援会と按分して4分の1、後援会がない場合は私用と2分の1に按分した限度で認める。ガソリン代は、走行距離で計算されている場合は別として政務調査の関係による使用か否か通常不明であるので、後援会の有無により4分の1ないし2分の1で按分した限度で認めるのを原則とする。という外部監査基準の按分割合は合理的なものと認める。	H25.1.16	大阪地裁
	公共政策大学院の学費	○	結果的に修士号を取得するに至ったが、あくまでも結果論であり、ガバナンス学科での講義受講は議員の調査研究の基盤を強化し、市政に反映が期待できるものである（年61万円）	H18.11.08	東京高裁
	自動車税および車検代・保険料	×	単なる個人車両の維持管理としか認められない	H16.09.15	京都地裁

秦野市議会政務活動費の手引き

平成 15 年 9 月発行
平成 27 年 4 月改訂
平成 28 年 6 月改訂
平成 29 年 4 月改訂
平成 30 年 4 月改訂
平成 30 年 11 月改訂

秦野市議会発行

政務活動費経理責任者会議編集

〒257-8501 神奈川県秦野市桜町 1-3-2

TEL : 0463-82-9652

FAX : 0463-84-2299

URL <http://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/index.html>

E-mail gikai@city.hadano.kanagawa.jp

